

居宅介護支援サービス重要事項説明書

<令和元年6月1日現在>

1 サービスの相談窓口

電話番号	0763-82-6861
窓口	ケアポート庄川居宅介護支援事業所

2 事業所の概要

(1) 特定事業所加算取得事業所

中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施しています。

(2) 支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアポート庄川居宅介護支援事業所
所在地	砺波市庄川町金屋字岩黒38番地1
事業者指定番号	1672000260
サービス提供地域	砺波市(旧庄川町・中野地区・五鹿屋地区)・南砺市(旧井波町)

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(3) 事業所の職員体制

	その他資格	常勤(兼)	非常勤(兼)	計(兼)	業務内容
所長・管理者	介護福祉士	1(1)		1(1)	兼務 (介護支援専門員・在宅介護支援センター)
介護支援専門員	介護福祉士	2	1	3	
	社会福祉士 介護福祉士	1		1	
事務職員		1(1)		1(1)	兼務 (在宅介護支援センター)

(4) サービス提供の時間帯

営業日	営業時間帯
平日	8:30~17:30

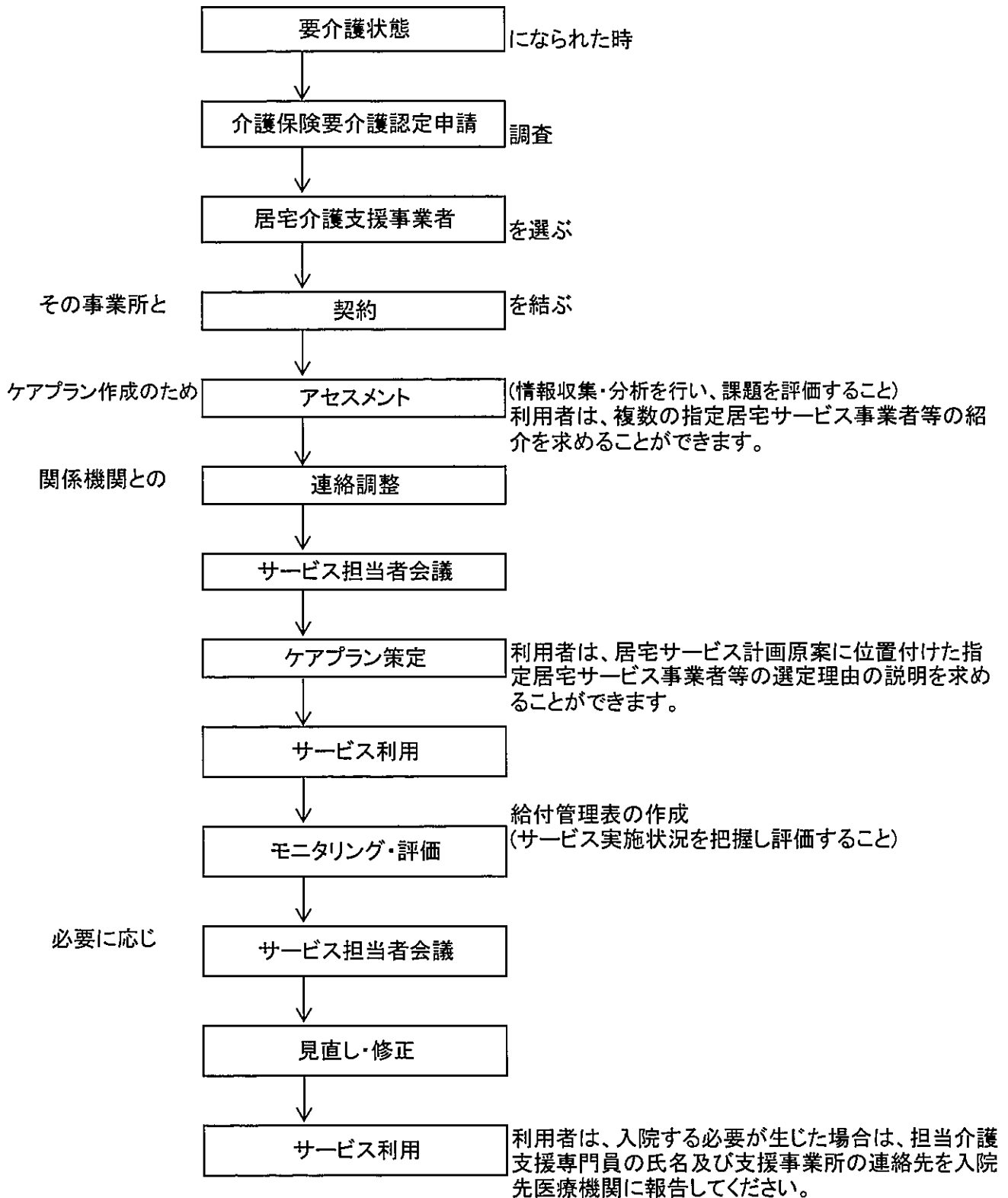
営業しない日	土曜日・日曜日・祝日・12月29日~1月3日
--------	------------------------

(5) 緊急時の連絡先・対応

連絡先	ケアポート庄川居宅介護支援事業所 介護老人保健施設ケアポート庄川	0763-82-6861 0763-82-6868
対応	事業所の営業日及び営業時間帯は前記2(4)サービス提供時間帯の項のとおりですが、営業をしない日又は営業時間帯以外も担当の介護支援専門員に24時間常時連絡がとれる体制を整えています。連絡をとる必要がある時は、当事業所は介護老人保健施設ケアポート庄川内にあり、介護老人保健施設職員が、担当の介護支援専門員につながります。	

3 サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (2) 要介護認定の申請代行
- (3) 給付管理表の作成



4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

(2) その他

要介護認定申請代行費、記録の複写費用などをいただくことがあります。

5 事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 事業の目的

介護保険事業の認定を受けられている範囲の中で、高齢者や家族が希望されるサービスについて話し合い、その事業所の選定推薦に際し、利用者のニーズを踏まえつつ、公正中立に行い、ケアプランの作成をし、在宅での生活が可能になるよう支援する。

(2) 運営方針

高齢者とその家族及び地域住民の介護、生活支援、介護予防等に係る各種の相談・調整活動を通じ、高齢者等の自立並びに生活の質の向上を図る。

(3) その他

事 項	内 容
アセスメント(評価)の方法	砺波方式(課題分析標準項目による)
従業員研修等	研修教育を重視し、計画に基づき県及び市、その他団体、法人研修に参加します。 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を概ね週1回開催します。
砺波市地域包括支援センターとの連携	砺波市地域包括支援センターから困難な事例等の紹介がある場合には連携を密に取り合い、居宅支援を提供します。
特定事業所加算	Ⅱを取得しています。

6 サービス内容に関する苦情の連絡先

当事業所における苦情の受付

苦情対応の窓口責任者	ケアポート庄川居宅介護支援事業所 所 長 山田 和美 0763-82-6861
行政機関その他苦情受付機関	
砺波市の総合窓口	市役所高齢介護課内 33-1111 庄川支所地域振興課内 82-1901 対応時間 平日午前8時30分～午後5時00分
南砺市の総合窓口	南砺市民生部福祉課長寿係 23-2009 対応時間 平日午前8時30分～午後5時00分
砺波地方介護保険組合事務組合	0763-34-8333
国民健康保険団体連合会	076-431-9833
富山県福祉サービス運営適正化委員会	076-432-3280

苦情処理第三者委員

山本 磯明
島田 秀子

7 利用者へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用票、居宅サービス計画書などは、利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

8 事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに県、市、利用者の家族等に連絡し、必要な処置を講ずるものとします。

9 緊急時の対応

居宅介護支援の提供時に利用者の身体状況が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるものとします。

10 賠償責任

指定居宅介護支援事業の提供により事故が発生し、当方の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合、その損害を賠償します。

11 支援事業者（当センター）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 庄川福祉会
代表者名	理事長 庄 下 中
本所所在地・連絡先	(住 所) 砺波市庄川町金屋字岩黒38番地1 (電 話) 0763-82-6868 (F A X) 0763-82-4192